

随意契約結果及び契約の内容

工 事 名	佐賀（５）駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事（その２））
工 事 概 要	<p>本工事は、現在契約中である「佐賀（４）駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務」に係る対象工事である。</p> <p>（土木分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地造成工事 一式 ・地盤改良工事 一式 ・ボックスカルバート工事 一式 ・駐機場工事 一式 ・誘導路工事 一式 ・地下貯留槽 一式 ・仮設工事 一式 <p>（建築分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納庫等 杭工事 一式 ・既設建物（５棟）解体 一式 <p>（設備分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空灯火設備 一式 ・既設建物解体に係る付帯電気、機械 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原康雄 福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７
契 約 年 月 日	令和５年７月３１日
契 約 業 者 名	佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区住吉４－１－２７
契 約 金 額	６３，９２１，０００，０００円（税込み）
予 定 価 格	６３，９３８，３２０，６７５円（税込み）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>本案件は、周辺海域のノリ養殖に配慮した排水とする必要があること、有明粘土が堆積する軟弱地盤上に駐機場や格納庫等の多数の施設を早期に整備する必要があることなどから、極めて特殊な条件下での施工になる。このような条件のもと、本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を検討に反映することが必要である。このような状況下で、高度で専門的な施工の知見等を設計業務に反映させる必要があるため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））を採用し、技術提案を求めた。</p> <p>選定にあたっては、「技術協力業務の実施に関する提案」、「周辺海域のノリ養殖への影響に配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）施設に関する提案」、「軟弱地盤上に整備する駐機場や格納庫等の一連の工事における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案」及び「工事期間中に不測の降雨量があった場合の対策に関する提案」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設建設共同企業体を優先交渉権者とし、当該技術を反映する業務を契約締結した。</p> <p>本工事は、この技術提案に基づく工事を行うものであり、技術提案者である佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号の規定に基づき随意契約を行う。</p>
工 事 場 所	佐賀県佐賀市
工 事 種 別	土木一式工事 及び 建築一式工事
工 期（自）	令和５年８月１日
工 期（至）	令和７年６月３０日
備 考	